

1 事業名

令和8年度佐賀県飲食店等事業承継支援業務

2 事業の趣旨

近年、地域に長年愛されてきた飲食店等において、店主の高齢化や後継者不在により閉店が増加している。その結果、空き店舗の増加や地域商業の活力低下に加え、地域独自の食文化や味が失われつつある。

本来あるべき姿は、飲食店等が持つレシピや調理技術が次世代に受け継がれ、地域に根付いた「味」や「食文化」が守られることである。また、若い世代が新しいアイデアやエネルギーを持ち込み、地域に新たな魅力を生み出すことで、商業の活性化が図られることが望まれる。

しかし、飲食店等の事業承継には、味・文化・技術の継承が難しいだけでなく、帳簿や経営データの整備不足により事業価値の評価や承継が困難であるなど、特有の課題がある。さらに、承継後の集客や経営の安定にも不安が残るケースが少なくない。

こうした課題を解決するため、本事業では、飲食店等の事業承継を支援するプラットフォームを構築し、事業者の掘り起こしや後継希望者とのマッチングを行う。これにより、地域に根付いた食文化を守りながら、新たな担い手による活力を生み出し、地域商業の持続的な発展と活性化を目指す。

3 委託業務

- (1) マッチング支援業務
- (2) 情報発信・広報業務

4 業務内容

(1) マッチング支援業務

後継者不在の飲食店等に対する情報収集から、後継ぎ希望者の募集、両者のマッチング支援、さらに承継の成立を後押しする取組みまで、一連のプロセスを通じて事業承継をサポートすること。なお、本業務はオープンネーム形式で進めること。

① 後継者不在飲食店等の把握・掘り起こし

- ・佐賀県内の飲食店等に対し、事業承継の意向調査を実施し、後継者不在の店舗リストを作成すること。
- ・対象事業者へヒアリングを行い、店舗の強み、レシピや技術の特徴、経営状況、承継に向けた課題等を整理すること。
- ・対象事業者の選定については、県産業政策課と別途協議の上行うものとする。
- ・対象事業者数:3者以上

② 後継ぎ希望者の募集

- ・構築したプラットフォーム上で後継ぎ希望者を募集すること。
- ・上記①でヒアリングを行った事業者の魅力を伝える紹介記事（お店の歴史、店主の想い、メニュー紹介、地域性など）をオープンネーム形式で制作・公開（3本以上）し、応募者の増加を図ること。
- ・紹介記事の制作については、県産業政策課と別途協議の上行うものとする。

③ マッチングおよび承継支援

- ・店舗側および後継ぎ希望者の意向や条件をもとに、適切なマッチングを行うこと。
- ・味、レシピ、調理技術の継承に向けて、店主と後継ぎ希望者の「味引継ぎセッション」や技術共有会をコーディネートすること。
- ・店舗文化（接客、店舗哲学、地域との関わりなど）の引継ぎサポートを行うこと。
- ・帳簿および経営データの整理支援、承継に関する専門家の紹介等を実施すること。

④ 成約率向上に向けた取組み

- ・後継ぎ希望者に向けた「現地見学ツアー」や「店舗体験プログラム」を企画・運営すること。

(2) 情報発信・広報業務

後継者不在飲食店等や後継ぎ希望者に対し、本事業の取組内容を広く周知するための情報発信を行い、認知拡大と参加促進を図ること。

① チラシやバナー等の制作

- ・後継者不在飲食店等および後継ぎ希望者に本事業の取組内容を分かりやすく伝えるため、チラシ、バナー、SNS 画像等の広報ツールを制作すること。
- ・制作にあたっては、県産業政策課と内容・デザイン等について協議の上、必要な修正を行うこと。

② ①で制作したツールの配布・掲載

- ・制作したチラシ等を佐賀県内で配布し、後継者不在飲食店等に広く周知すること。
- ・バナーや SNS 画像等については、SNS プラットフォーム、連携団体の媒体等に掲載し、後継ぎ希望者を含む幅広い層への認知向上を図ること。
- ・サイトの運用・保守管理について、必要な対策等を適切に実施すること。
- ・配布・掲載にあたり、媒体ごとの特性やターゲット層を考慮し、掲載時期や配布先を適切に選定すること。

5 完了報告等

受託者は、委託業務の履行期間が満了したときは、直ちに業務の実施状況に関する完了報告書及び成果物を県産業政策課に提出し、検査を受けなければならない。

6 委託契約期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

7 委託上限額

3,080,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

8 代金の支払い方法

完了払とする。

ただし、受託者からの請求があれば委託料の5分の4を限度として前金払いを可能とする。

9 事業実施にあたっての留意事項

- (1) 事業の運営に必要かつ適切な人員配置を行うこと。
- (2) 情報の適正な管理に努めること。
- (3) 受託者は、事業の実施に当たっては、県産業政策課と十分に打合せを行い、承認のうえ行うこと。
- (4) 受託者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、県産業政策課に協議を申し出ることができる。この場合、県産業政策課は、やむを得ないと判断した場合は、見積決定額の範囲内において仕様の変更に応じる。
- (5) その他、必要に応じて県産業政策課と協議を行うこと。
- (6) 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は、受託者が本業務の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て佐賀県に帰属するものとする。
- (7) 本委託業務を実施するに当たり、第三者(県及び受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと。